

平成 2 9 年度第 2 回長崎県政策評価委員会

日 時

平成 2 9 年 1 0 月 3 日（火） 1 3 時 3 0 分～ 1 6 時 0 0 分

場 所

出島交流会館 1 1 階 産業振興支援多目的ホール

出席委員

堀内委員長、芹野副委員長、小西委員、能本委員、山中委員

議 題

個別事業群の審議

全体的意見について

その他

議事録

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、今年度第 2 回目の政策評価委員会を開催いたします。
早速、委員長の方から、進行をよろしくお願いいたします。

（堀内委員長）

では、よろしくお願いいたします。まず、今日の流れを少しお話させてください。最初に、第 1 回委員会で課題として残ったものについて、各所管課から説明をうけて審議した後で、それから意見書として反映させる意見を意識しながら、事業群評価のうち、全般的なことについてご議論いただきたいというふうに考えております。その後、審議対象事業及び事業群に関する意見や指摘などをもって、場合によっては評価できる点などをおり込んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。今日 2 回目ですけれども、この 2 回目において、審議対象事業群について、委員の皆様と細かな部分の議論を踏まえて、次はま

とめの3回目ということになるかと思しますので、3回目では最終の調整を確認しながら進めて、意見書としてまとめたいと、このように考えてます。

では、第1回の委員会で宿題となった意見がございますので、所管課から追加で説明していただいて、審議していただきます。

（事務局）

まず、第1回委員会の課題整理ということで、最初に農林業の方についてご説明をさせていただきますと思います。

前回の委員会の後、堀内委員長から、「元気ある担い手アクション支援事業費」と「経営力強化支援事業費」、この農林業の事業群にある2つの事業なんですけれども、これが活動指標と成果指標ともに同じものが設定されているということで、事業の支援対象や求めたい成果が同じものであるならば、効率的・効果的な事業の実施の観点から、事業を統合するなど検討できないかといったご意見をいただいておりますので、本日、農業経営課にご出席いただきまして、その点についてご説明をさせていただきたいと思います。

（農業経営課）

委員長からご指摘いただいたとおり、農業経営課の「元気ある担い手アクション支援事業費」、それから農政課で所管しております「経営力強化支援事業費」については、同じ成果指標として、1,000万円規模の経営体数を設定しております。それから、活動指標も支援対象の農家数というのを設定しております。何が違うのかというご質問をいただいております。「補足資料1」の下表を見ていただく方がわかりになりやすいと思いますけれども、農業経営課の「元気ある担い手アクション支援事業費」も農政課の「経営力強化支援事業費」も、事業の目的は「農業所得1,000万円経営体の育成」ということで一緒でございます。ただ、まず、財源についてですが、「元気ある担い手アクション支援事業費」は県の一般財源でやっておりますけれども、農政課の「経営力強化支援事業費」は、国と県の共同で農家へ県の職員が指導をするという普及事業というのがございますけれども、その交付金をあてております。したがって、この農政課の事業でお金を使って活動するのは、県の振興局の普及指導員、県内6つの振興局に160名程度の普及員がおりまして、野菜担当、果樹担当、畜産担当、それから経営担当、担い手担当、環境担当等、さ

さまざまな農家の専門、それから農家の要求にしっかりと的確にこたえるように国・県の施策、技術、経営指導を実施しておりますけれども、その部分の経営力強化をこの普及指導が行うための事業で、振興局が実施する、お金も使ってしまうという事業でございます。

それから逆に、もう1つの私ども農業経営課が所管しております「元気ある担い手アクション支援事業費」は、21の市町村ごとに担い手を総合的に支援しようということで、市町村と主にJAの職員さん等を中心に、市町担い手育成総合支援協議会というのを21市町に設置をしております。そちらに対して交付をしまして、これらの関係機関が支援対象の農家は420リストアップをして、278の成果を上げた農家でございますけれども、そういう農家に対してそれぞれが1,000万円の規模達成に向けて、それぞれの事業を使って、それぞれの技術指導、経営指導を実施してるというもので、財源、お金を使う機関がちょっと違う。そして、普及指導交付金の方は区分経理を求められておりますので、便宜上、事業も農政課の方でこの部分はしっかり持ってもらって、振興局でこの事業を区分経理して実施されているというところでございます。そういう関係で、目的は一緒でございますが、事業を分けて今現在、実施をしている状況でございます。

以上です。

（堀内委員長）

はい、ありがとうございました。ご説明いただいたんですけど、委員の皆さん何かございましたらお願いします。今、財源も違い、使い方も違うというのはよくわかったんですけども、ただ、その辺のところは、実は、一般の人からはなかなかわかりにくいところがあって、いい例がよくわかりませんが、例えば、市民サービスという動きについて、県がサービスをしてくれても、市がサービスしてくれても、住民にとっては一緒みたいなこと、よくわからないことがよくあるんですよ。それと同じく、目的が一緒で、その辺のところがなかなか理解しにくいというような気がします。それで、実際に担当される方も違うんでしょうけど、同じ目的で同じような人たちを対象としてやっているものだったら、もうちょっと一緒に連携しながら、さらに効果を高めるなんていう方法っていうのは残されていないんでしょうか。

（農業経営課）

先ほどは、現状と制度の違いをご説明をさせていただきましたけれども、ご指摘をいた

だいて、農政課と我々でも話し合いをさせていただきました。その結果、まず、農政課の方は普及員の指導するための資質向上の研修会とかもやっております。それから、現地の普及指導員が実施をした回数とかも一応把握できるようになっておりますので、もし、委員の先生方のご理解がいただければ、農政課の方の活動指標等の変更を今後検討させていただきたい。どうしても区分経理の関係があるので、事業を統合というところは、国の方とも協議をしないといけませんので、そこは第２段階で検討するということで、まず、活動指標の変更を検討させていただければなというふうに、今のところ我々担当課としては考えております。

（小西委員）

所管課が違うという話と、財源が違うので区分経理をする必要があるというのは、理解できます。そのときの対応策として、今ご提案いただいたのが、「経営力強化支援事業費」についての活動指標を変えればどうかということなんですけど、活動指標は支援農家数であるというのは決して悪くないので、今のご説明で私は納得できました。２つあるけれども、所管課が違うことと、財源が違うので、別々の事業だけれども、やろうとしていることは農業所得１，０００万円経営体の育成であることには変わりはないので、要はそのことをどこかに書いておいていただければいいんじゃないかと思うんです。つまり、この評価調書の中に、例えば、「元気ある担い手アクション支援事業費」の評価調書には「これは農政課所管の「経営力強化支援事業費」と一体となって、成果目標を達成しようとしているものである」と。「経営力強化支援事業費」にも同じことで、「こちらの事業と一体的になって成果目標を達成しようとしているものである」と。それぞれ書いておいていただいても、全然それでいいんじゃないかと思いますけど。今のご説明いただいたことで、県民の方が聞いておられても、まあそうかと思われるんじゃないですか。それで、それ以上のことは特に、活動指標を変えるといった逆に小手先のことをやるのもおかしいような気がします。

（農業経営課）

同じ目的で同じ対象農家に働きかける機関と財源が違うので、ちょっと事業を分けさせていただいているんですけども、今、委員からアドバイスいただいた方法をすることで、その辺をまた県民の方からお問い合わせがあった場合は我々もきちんと丁寧にご説明する

義務はもっておりますけれども、そういうことで処理をさせていただければ非常にありがたいと思います。

（堀内委員長）

いろいろ、わからないところを説明していただくと、大分わかってくるようなこともございまして、もちろん、それもあった上で、いかに効率化を図っていくかというのは常に課題で、より効果を高めていくとことありますので、また、引き続き可能なことがあればいろいろご検討いただければというふうに思います。

（農業経営課）

それから、前回もご指摘いただいた、全般にわたって記載がちょっと足りない、かゆいところまでちゃんと書き込んでないというか、県民の皆様にお知らせする必要があるところまで丁寧に書き込んでない部分が全般を通してあって、私どもから、こういうことでやっているということをご説明して初めて、委員の皆様にご理解いただけた部分もありましたので、来年以降も記載の内容をもっと丁寧に記載をするようには、全般として改めたいと思います。

（堀内委員長）

大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

では、次の事業に移りたいと思います。

（事務局）

次は景観の事業群についてでございますけれども、芹野副委員長から、前回、部局が退席した後に他の事業群との比較の中で、景観の事業群について、この時期に必ずやらないと長崎県とか各市町とか、まちなみが大変なことになるというようなことではないように思われ、優先順位が高いとは感じないというようなご意見がございまして、その考え方について、都市計画課から説明をさせていただきます。

（都市計画課）

補足資料４を基に説明させていただきます。資料の左側になりますけれども、本事業は

景観法に基づいて実施されている事業ですので、景観法が制定された背景からまず説明させていただきます。国立（くにたち）マンション建設に伴う訴訟がありまして、景観利益を法的保護に値するとして、第一審で住民側の勝訴となりましたが、法的な根拠がないという理由で、最高裁においては住民側が敗訴したことが話題になっております。このような景観についての関心の高まりを受けまして、中段に5つの基本理念が書かれておりますけれども、その理念を掲げた景観法が平成16年に制定されたところでございます。景観法では国や地方自治体、事業者、住民の責務が示されておりまして、地方公共団体は良好な景観の形成の促進に関し、その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有することとなっております。資料右側になりますけれども、景観法に委任された景観条例、景観計画を定めることができまして、県としましては、「長崎県美しい景観形成推進条例」と「長崎県美しい景観形成計画」を平成23年度より施行しております。その条例とか計画の中で、県や市町、住民等の役割を定めまして、県は、景観形成についての普及啓発や、市町及び住民の取組に必要な支援及び協力、広域的な調整などの役割を負っております。これらの法における責務や条例に基づく役割を事業化したものが「長崎らしい景観形成推進事業」となっております。地域になじんだ歴史的景観、例えば、昔からある古い石垣などは一度失われてしまうと元に戻すことは困難になってくると。さらに、良好なまちなみをつくっていくためには大変長い時間を要するということもありまして、市町が継続的な取組を行っていくためには、県としても継続的に支援協力をしていかなければならないと、それが必須であると考えておるところです。

次に、優先性についてなんですけれども、前回の委員会でも財政課から説明がありましたが、それでも、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の「時期を捉えた魅力あるまちなみの整備」に掲げられた中核の事業である。交流人口の増加による地域活性化の効果を県全体に波及するために、長崎らしい地域の特性を生かした魅力ある景観形成を行って、インバウンドやリピーターを獲得することが重要であるというふうに考えておりまして、世界遺産の登録や新幹線の開業が見込まれる今だからこそ推進すべき事業であると考えております。景観施策の効果につきましては、前回の資料においてもお示ししておりますけれども、世界遺産の登録に向けての取組の一部ともなっております。そのほかにも、事例としましては、平戸市において、商店街を平戸城下の面影を思わせるような修景整備を行っておりまして、商店街の来訪者の獲得に向けての取組というところ、それと、その商店街だけでなく、周辺の景観資産もありまして、その景観資産に住まわれている方などは、

平戸藩お庭めぐりとか平戸つばきまつりを自主的に開催されておりまして、さらなる観光客の増加につなげておりまして、まさに全体としての地域の活性化が図られてきております。これは、そういう住民の意識を変えていくということで、活性化につながっていくという事例でございます。また、全国に目を向けますと、北海道の東川町では、昭和60年から写真の町というふうなところで宣言しまして、区域全体の景観整備を行うことで定住人口が21年間で1割増加しております。それと、滋賀県の長浜市、これはかなり有名なんですけども、黒壁プロジェクトが平成元年から行われておりまして、10年間で空き店舗が3分の2減少するといった効果をもたらしております。平成26年までの経済波及効果につきましては、5.6倍になったという事例でございます。こういった、地域に即した景観施策を実施するということで、その地域振興につなげていくと、そういう取組でございます。こういったものは市町の長い取組の賜物でありまして、県内の市町がそこに独特な景観、まちなみとかそういったものがありますので、そういった特色のある取組ができるように支援していくために本事業の必要性は非常に高いものというふうに考えております。

以上でございます。

（芹野副委員長）

私が前回質問しておりますので、私の質問した趣旨は、この長崎らしい景観を形成もしくはそれを推進する事業が要か不要かということではなくて、もう1つそれを達成するために選ばれている事業内容っていうのがアドバイザーの派遣事業だということところが、アドバイザーを派遣することがいろんな施策の中での優先順位が高かったんですかっていうような質問だったものですから、長崎らしさを形成したり、維持するというものはとっても大切だというふうに私も認識してますし、今ご説明いただいた国からの流れ等々を聞いて、さらにその重要性は再認識したということでもありますので、ちょっと質問の分野の大きさが違ったかなと、異なって伝わっていたかなと思いますので、そういうことだということとを申し添えておきたいと思います。それと、アンケートを成果指標にされていたわけなんですけど、アドバイザーを派遣してよかったか悪かったかという、今のご説明を聞いても、じゃあその長崎らしいまちなみを形成することに具体的にどんなふうに役に立ったのか、結果としてどこがどう変わったのかというような部分を、ある程度、成果指標の中に盛り込まないと、アドバイザー派遣をやって話を聞いた人が聞かなかったときよりよかつ

たかよくなかったかって言われれば、それは当然聞かなかったことよりもよかったと答えるのは当然の成果指標のような気がするので、そこを少し、せっかくいい事業をされてらっしゃると思うので、もう少しわかりやすい成果指標なり、結果を反映しやすい成果指標を設定されて、事業に取り組まれたらどうかということです。

（都市計画課）

確かに、成果指標については直結するような指標になってますので、その結果を表すような指標を検討していきたいと思います。

（堀内委員長）

ほかに何かございましたら。私も前回ちょっと理解を間違えていた、アドバイザーという言葉のプロデューサーみたいなイメージで考えていて、県に専門のそういうグランドデザインするアドバイザーがいらっしゃって、その方がいろんな市町と話し合いをしながら大きな構想を作るのかと思ったら、そうじゃなくて、要望があったとき、例えば、保存するにはこのアドバイザーだとか、いろんなジャンルのアドバイザーがいらっしゃるんですよね。それで、必要に応じてその方を派遣するというようなことでして、それをちょっと一般的にいうアドバイザーっていうのはもうちょっと全体を統括するようなイメージで聞いていたものですから、ちょっとその辺がわからなかった。

（都市計画課）

景観資産自体が個人宅であったり、例えば、全く違う風力発電の風車であったり、景観に影響するようなご相談、市からとか個人さんからとか、それぞれご要望、求めるものが違うものですから、景観であったり、建築デザインであったり、造園であったり、総合的な景観であったり、いろんな専門家の方にアドバイザーになっていただいております、その中から、最も適した方をアドバイザーとして派遣するというふうな事業になっております。

（堀内委員長）

なるほど。あと、直接関係があるかどうかわからないんですけど、今、県の人口減少が注目される中で、交流人口を何とか増やしたいということで、最近いろいろ増えている事

例としては、携帯のインスタみたいなことで、あれに写った、あれだけで宣伝費をかけずに人が集まってくるような流れがありますよね。そういうことによって、やっぱりビジュアルの効果っていうのはすごくあるのかなというような気がします。そのものがどこかで長崎らしさという魅力を感じれば、自然と、もしかしたら人が集まってくるっていうようなことがあるかと思えますので、やっぱり見た目といいますか、景観というのはとても重要なものになってくるのかなという気がします。それで、どうやってそこを評価するっていうのはね、インスタにどのくらい取り上げられたかとか、これからの指標になっていくのかもしれない。よくわからないけれど、それが10倍になったのかとか、長崎の風景が何年か後にはそんなところで取り上げられてたくさん出てきたとか、そんなものもあるかもしれませんね。今、これは余談で結構ですけど。ただ、段々そういうふうなことでなっているんで、やっぱり風景は大事だなと。全然関係ない話ですけど、週末松本にちょっと用事があって行ってたんですけど、そうしたら、あそこは中町っていうお城の近くの通りがあって、そこは白壁の昔の土蔵がもくされていて、そのちょっと外れたところは割とマンションが建ったりしているんですけど、そのマンションも雰囲気としては、白壁のもので、それで街灯がちょっとお城風なものにしてあったりとか、何かどこか共存をしているというか、何となくお城の流れでマンションもつくっていて、この感じはいいなと思って。ちょうど地元のお祭りをしていて、そういうお城風なこういう明かりのところにしめ縄をはってお祭りやってたんだけど、意外とあうんだよね。新しい町とその古いものがうまくやっているなと思って。きっとこんなふうにして創出していくんだろうな、なんていうことを思いました。大変だなとは思いますが、でもそうやっていかないと、ここに書かれている「創出」っていうのは一番大変なところですよ。残すのは何とかがんばれるけど、新たにつくるというのは一番ご苦労される場所なので、いろいろ工夫されるかなと思っております。

（都市計画課）

そうですね。できるだけ、前からある、特色ある景観というか、まちなみというところを残しつつどうやって広げていくかというところがなかなか難しいところはあると思うんですね。

（芹野副委員長）

ちょっと別の視点ですけど、以前ほかの課の政策を拝見させていただいたとき、文化遺産もしくは文化遺産にかかわる周りのまちなみといったものを残していくということをされている部署があったんですけども、そことの兼ね合いというか、そういったものはどういうふうになってるんですか。

（都市計画課）

文化遺産自体がもちろんそちらの部署になっておりまして、どちらかというところの部分については、そこまではいってないけれども、ある程度の連続して特徴のあるまちなみが続いてるとか、石垣が同じような武家屋敷がずっと続いているというふうなところなどを、みんなで保存しつつ、手入れもして、ずっとこれを残していこうという機運を高めていくというふうなところが見栄えにつながって、来訪者を呼び込むきっかけにつながっていくという取組で、歴史的な完全な文化遺産というところまではいってないんですけども、そういった特色あるものを残していこうというところが若干違うところで、その辺のすみわけはそこで分かれています。

さらに、補足として説明させていただくと、一応、同じような取組で景観資産登録制度というものを事業群の中にも入れているんですけども、その登録制度は県指定の文化財とかは一応除外させていただいて、比較的、文化的背景とかよりかは、道路から見えたりとか、そういったところを主に重点的に、より、地元の景観に則したものというところを登録していく制度になっております。

（芹野副委員長）

少しわかりにくいんですが、ご説明は理解できました。ただ、一般生活者レベルの目線からいくと、例えば、島原のまちなみっていうのは島原のお城を含めたところの土塀であるとか、その町の風景全体を多分イメージされているので、同じようなランドデザインの中に「島原」というまちなみがあるんだと思うんですね。それを、行政サイドとすれば部署部署があるもんですから、ここからここは何々部署で、こっち側は違う部署でって、同じようなランドデザインをイメージされて長崎らしさ、島原らしさっていうものを形成をされているんだと思うんですけど、そのあたりが少ししっかりと説明に入っていれば、例えば、こういった事業の関連部署は以下のここ、ここ、ここです。みたいなところが追記してあったりすると、「ああ、しっかり横の連絡もとれてるな」というような安心感も

伝わりやすいんじゃないかなというのは感じました。

（都市計画課）

先ほど、芹野副委員長から成果指標等のご指摘があったので、説明させていただくと、総合計画の成果指標の中に、まちなみ景観がよくなっていると思う人の割合というところ、一番上に掲げております。その下の、本事業の「長崎らしい景観形成、まちなみ環境整備の推進」というところの指標の中に、景観行政団体策定数というところを目標に掲げております。これは、そのさらに下の各事業の評価の中の目標がアドバイザー派遣というところになってますので、ちょっと、末端末端の目標というところで、アドバイザー派遣制度の派遣回数、成果指標においては、その派遣におけるアンケート調査ということでこちらとしては設定させていただいております。先ほど、それぞれのグランドデザインっていうところがあったんですけども、それが我々の事業群の景観計画策定数というところに直結しておりまして、景観行政自体、市町が行うものというところで我々は捉えております。その景観行政の基となるのがそれぞれの市町の景観計画というものになっておりますので、それぞれの市町に対する支援というところが私たちの事業の目標ということになっております。

（堀内委員長）

ということだとは思いますが、一緒にやっていくっていうのが大事ですね。

（都市計画課）

そうですね、基本的に支援というところに重きをおいた施策あるとご理解いただければ。

（堀内委員長）

一緒にやっぱりそこで意見交換なんかされることがとても大事かと、やはり県の場合もいろんな事例の情報を集めてらっしゃるでしょうし、そういうのが必ずしも市町が十分にそういう事例を把握しているとは思えない部分があります。情報をきちんと伝えて、何ていうんですか、たっぷり相談してっていうのが、それは市町に任せようっていう感じになっちゃうと何か縦割りを感じますので、一緒にやってるっていうことがとても大事ななというふうに私は思いますけれど。当然そういうふうになされてるとは思いますが。

(都市計画課)

景観市町集めての連絡会議で、いろいろ事例とか、困った問題とかの意見交換の場をつくってやっております。

(小西委員)

この指標でいいかっていうのは、やっぱり思いますね。宿題で持って帰ってください。ここだけ見たら、この指標だとやっぱりつらいですよ。階層になってるから、一番下はこの指標設定ですっていうのは。それは、それしかなかったんですっていうふうにしかやっぱり聞こえないところがあるから。この指標でいいかと言われると、来年もあることですので、また考えておいてくださいというような感じです。

(堀内委員長)

ほかにございませんか。では、第 1 回の委員会の課題整理、これで終わりとします。

(事務局)

あと、所管課は本日出席していないんですけれども、また農林業の事業群の方に移っていくんですが、林政課が所管しております「木材産業等高度化推進資金」です。この審議の中で、能本委員から「合理化にどのようにつながったのか」という質問がございました。補足資料 2 をご覧ください。

当日、林政課から十分な説明ができておりませんでした。今回、出席していないんですけど、資料の提出がございますので、事務局から説明させていただきます。

補足資料 2 の真ん中付近に、合理化計画の具体的な事例というのがございまして、木材の素材生産業を営む団体が車が通行できるように路網整備をしたり、あと高性能林業機械作業システムということで、集材とか枝ばらいとか、それからたまぎりみたいなものを機械でやるシステムなんですけど、そういったものを導入して年間を通じて、森林整備を行うことによって、生産コストの縮減とか安定的な生産が可能となりまして、それにプラスして、輸出等の需要拡大に向けた取組を行うことで、従業員 1 人当たりの取扱規模を増大させて、生産性の向上を図り、経営改善を行うということで、5 年間の計画として従業員 1 人当たりの木材取扱量を 124 % の伸び率で計画を立てていると。こういった目的のた

めに、そういう計画を立てていただいて、その計画を認定することによって、資金を貸し付けているということです。下の方については、木材卸売業の団体、複数の団体が個別にこれまでは原材料として外国産材を仕入れていたものを共同して国産材を多く仕入れる方法に変えて、それでロットを確保した上で、仕入れコストの縮減とか、安定的な資材確保ができるようになって、従業員 1 人当たりの取引規模を増大させていくという計画が、合理化の具体的な例ということで資料をいただいております。

（能本委員）

内容はわかりました。

（小西委員）

これだと、活動指標はこれにしたって話ですか。

（芹野副委員長）

確かに。

（小西委員）

周知回数、どうなんですかかね、こんな立派な計画があるんだったら、それが活動指標なんじゃないかと。ということもないですか。

（事務局）

周知をすることによって、この資金を活用してくれる、そういう事業主体というのが出てきます。その中で、申請したいと思った方々がこの合理化計画をつくって、この資金を利用しますということではあるとは思いますが。だから、申請件数みたいなことになると思うんですね。県としてはPR活動をやっているという意味では、周知活動っていうのもそこまでおかしくないのかなとは思いますが。

（堀内委員長）

よろしいですか。

(事務局)

あと、もう1つございまして、これも農林の事業群なんですけども、県の制度融資について、芹野副委員長の方から現状低金利となっているけれども、県の負担を伴う低利融資制度が今後も必要なのかといったご意見がありまして、貸付要件などもう少しわかれば、この制度が民間金融機関から通常に借りるのに比べて、はるかに優れているかどうかわかるといったご意見もいただいておりますので、それについても補足資料3という形でまとめております。農業関係とそれから林業関係の制度融資制度をそれぞれ融資要件とか、対象とか人とかそういった観点から比較できる表をつくっております。融資要件をご覧いただければ、おおむね何らかの計画を立てるといったのが要件になっておりまして、一番左側でいえば、農業経営改善計画とか、その次の近代化資金融資事業費であったら、認定農業者とか、認定新規就農者については、農業経営改善計画とか、あとは、青壮年の就農計画ということで、生産目標を立てたような計画をつくって認定を受けるという制度がございまして、それに該当する人であったりとか。真ん中付近の農業経営負担軽減支援資金融資費であれば、経営改善計画をつくってとか、今ご説明した木材産業等高度化推進資金であれば合理化計画と林業経営改善計画などをつくるといったことで、計画を立てる必要があると。それから、融資対象者は当然のことながら農業者であったり、林業者であったり、木材産業の業者であったりといったところです。

下の方に、担保の要不要とか、あと保証金の要不要とかあるんですけども、担保についてはやっぱりおおむね必要というようなのがほとんどになっております。それから、保証金の要不要については、県が信用保証協会に出資をしておりますので、その分保証金自体は低く抑えられているんですけども、保証金をとるところがほとんどとなっています。ただ、この近代化資金融資事業費については、この農業信用基金協会等が自助努力というか汗をかいていらっしゃるということで、その分の保証料の負担をしている関係で農業者の負担は実質ゼロということになっているそうです。連帯保証人については、この資金については不要になっているということです。

だから、おおむねそこまで、ちょっと保証のところが大きいのかもしれませんが、極端に優遇されたとかいう話でもないのかなと。

(小西委員)

いや、やっぱり、期間が長いでしょう。これがやっぱり一番特徴ですね。短いのもあり

ますけど、なかなか60年とかありえないから、民間では。

（事務局）

この林業公社の事業は、ものすごく特殊な。

（小西委員）

でも、償還期間でいうと15年とか10年とかでしょう。民間では15年は、資金はほとんど出ませんよ。住宅ローンでないと。だから、15年とか10年の長期資金は民間は大体不可能なので、これは立派なものだと思います。やっぱり制度融資って、さすがに制度融資っていう感じはしますけど。

（芹野副委員長）

説明いただいて、たくさんあって、いろいろ有利な部分もあるんで、非常に理解できました。私がちょっと申し上げた1つは、昭和何年から始めている部分もずっとあるっていう、昔からあるような制度融資もあられたので、やっぱり経済状況とか、金利設定とか、保証人の有無っていうのも社会の進化とともにどんどん考え方が変わってきているので、そういったものに照らし合わせながら、より時代にマッチしたものになっていくようなればいいなっていうことの意味です。そういったことを、国もしくは金融機関とともに見直しをされていけばそれでいいんじゃないかなと思います。

（堀内委員長）

よろしいですか。ありがとうございました。

次に、意見書として反映させるということを意識していただいて、事業群評価についてまず全体的意見を整理しましょう。では、事務局からお願いします。

（事務局）

それでは、意見書の体裁についてですけれども、別紙4をごらんください。意見書案の体裁イメージをつけております。1枚めくっていただきまして、「はじめに」というところがございますけれども、これはまだ全然たたき台にもなってないぐらいの状況なんですけれども、文章を完成させまして、正副委員長と協議をさせていただいて、次回までに作成

をしたいと思っております。その次に目次がございまして、1ページですけれども、「審議の対象とした事業」ということで、選定の考え方とかですね、選定された事業群についての説明。それから、その下の「審議にあたっての視点」ということで、事業内容の適切性であったり、評価の適切性であったり、こういったところを記載しております。それから、3ページ目が「審議の経過」ということで、第1回目、第2回目、第3回目の状況を書いております。4ページのところに、4番目としまして全体的な意見ということで、今回2つの事業群を審議していただきまして、全体として共通する意見をここに記載したいと思っております。内容については後ほどご説明したいと思っております。5ページが審議対象事業群及び個別事業に対する意見ということで、5ページの方はその事業群の全体についての意見を記載するところになっております。6ページが事業群を構成する個別の事務事業に関する意見ということで、それぞれの出たご意見をまとめたものを書こうとしています。ここについては、特段意見がないというのも出てくることになります。7ページは農林業の分の事業群全体に対する意見。8ページがそれを構成する個別の事務事業に関する意見ということで記載をしたいと思っております。11ページが参考として委員会の委員さんの名簿になりまして、12ページが、開催状況を記載しております。基本的には昨年と変わっておりません。これで、一応案としてお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、全体意見についてでございます。全体意見については、別紙5、それから別紙6の1ページでございます。前回1回目の審議において、各委員の皆様から個別の事業に対して、意見が出されている中で、この事業だけじゃなくて全体に共通するというものを別紙5にたたき台として、文言等は事務局の方で書いております。本日、議論していただき、修正等を行っていただければと思っております。それぞれ、どうしてこういう意見が出てきたかというのをご説明をさせていただきたいと思っております。別紙6をご覧ください。まず、右側に「意見書への反映(検討案)」というのがありますけれども、1つ目が「個別の事務事業を評価するスタイルから総合計画を推進する事業をひとまとめにして、事業群単位で評価するよう改めたことで事業の全体像がつかみやすくなるなど、評価調書としていいものになってきたが、さらに県民にとってわかりやすいものとする工夫に努めていただきたい」ということで、これにつきましては、前回、小西委員それから山中委員の方から、発言要旨のところがございますけれども、個別の事務事業評価調書と比べて、評価調書として格段によくなったとか、全体がつかみやすくなったといったありがたいご意見

をいただいております。一方では、能本委員の方から、今後の方向性を記載してたりとかしてなかったりとかしてわかりにくいと、注釈を入れる工夫が必要という話がございます、意見書案として策定しております。

それから、2つ目ですけれども、「事業の今後の方向性について、「現状維持」と区分しているものが依然として多くあるが、総合計画の実現に向けて常に事業を深化させることが重要である。活動・成果指標を達成しているため「引き続き同じように頑張っていく」主旨で「現状維持」としたり、見直し区分を「改善」と評価することが「現状の事業の進め方が悪い」ととらえられかねないという意識があれば、これを改めるべきである。現状に大きな問題はないとしても、成果をより高めるために少しでも改善すべきところを検討し、それを「改善」と評価すべきである。」という文をつくっております。これにつきましては、農林業の事業群で「現状維持」というのが、並んでいたというのがありまして、小西委員より、現状維持というのは極めて限定的なときにしか使えないということを、そういう理解を事務局から各課に伝えるべきだといったお話がありまして、意見書案として作成しております。

以上、私どもの方で、前回の議事録とか意見を踏まえて作成しておりますけれども、これ以外にこういった、前回にないけれども事業群評価全体でこういったことが注意すべきではないとか、もしくはこれにつきましては、もう少し意見を変えた方がいいのではないかというご議論がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

以上でございます。

（堀内委員長）

ありがとうございます。今、ご説明いただきましたけど、1つは意見書の体裁、もう1つは全体の意見と2つありますので、ちょっと分けていきましょ。まず、意見書の体裁、前回と同じスタイルでいかがでしょうかということなんですが、これはどうですか。いいですか。じゃあ、これについてはこのような体裁でということできましょ。

次ですね、全体的な意見ということなんですが、こちらについてはどうでしょう。もう少し、これを追加、あるいは修正というご意見を願います。

（小西委員）

事業群全体の評価についての、ぱっと見たときに、下から2行目ぐらいですかね。事業

群全体評価の全般についてのところなんですけど、「評価調書としてよいものになってきたが、さらに県民にとってわかりやすいものにする」と、どのようにして県民にとってわかりやすいかというのを書かないと、「いいけど、もうちょっとわかりやすくしてね」だと、ちょっと言葉が少し足りないように思うんです。だから、能本委員のご意見を踏まえてだと思いますけど、「記述を工夫するなど、さらに県民にとってわかりやすい」とか、何かこう方向性を一言入れないとそっけないというような感じがするんですけどね、どうでしょうか。

（堀内委員長）

いかかですか。確かにちょっとこれだけだと、何を？というところがちょっとわかりにくいかもかもしれませんので、少しその辺は。

（事務局）

そうですね、今後、改める内容というか、そういったものを踏まえて。

（堀内委員長）

どんなふうについていうのを少し。ただ、書きすぎると難しいのかもしれませんが。今、先生が指摘された、その記述のことなんか書けるかなと思うんですが。能本委員、いかがですか、その辺のところ。

（能本委員）

はい、それでお願いします。

（堀内委員長）

少し足してもらいましょうか。

（事務局）

わかりました。

(小西委員)

逆に2番目は、よく書いていただきましたねっていう感じです。とてもいいと思いますけど、いや、これは書いたらうないう感じがします。来年度の事業「現状維持」と書けないですもん、これで。来年度の事業運営はさらに改善すると書かないといけない。

(堀内委員長)

この2つの点は、前回ご意見いただいた主なものをまとめていただいてるかなというふうなことを思いますけれど。いかがですか、ほかに何かございましたら。

(芹野副委員長)

別紙5と4ページの4「全体的意見」との兼ね合いって何かあるんですかね。今、別紙5の話ですよ。別紙5の1番2番がどうかって話ですよ。

(事務局)

4ページのここは例示として5つ掲げておりますけれども、この中で1つ目と2つ目ということで、「1 事業群評価全般について」ということで、別紙5にあるものにちょっと修正を加えて入れていくと。

(芹野副委員長)

4ページで、ここは例えば5項目出てるけど、幾つ出るかちょっとわからないけど、それは今のところこの2つに絞り込んで、これを全体的な意見だということですね、今回の。

(事務局)

はい、そうです。

(芹野副委員長)

ちょっと全体的意見かどうかはわかりませんが、私も今回、政策評価委員会に出るたびによくこれも議論されるんですけど、1つはやっぱり市町との連動とか、役割分担の明瞭さっていうのがどうしてもちょっとあいまいっていうか、どっちがどこまでやるんだっていうのが、そういうのがよく感じる場所です。今回もそういうところが少しあった

ということです。あとは、それは別に全体的な意見じゃないかもしれませんが、どこで意見が入ってくるのかちょっとわからないんですけど、やっぱりそのあたり。それと、先ほどちょっと申し上げた、県の中での他部署との連携というか、そういったものの、当然されてると思うんですけど、この評価調書だけではどうしてもわかりにくいし、質問してそれが出てくるということなんで、連携されているのであれば表現として、別にしないでいいのかということと、そもそも連携がまだ不十分であればそこはやっぱり、より連携というか、場合によっては効率化もあるかもしれませんが、そういったものもしっかりと県の中でやっていただきたいなという感じはいたしました。

（事務局）

確かに、委員がおっしゃる部分については、昨年度調書を変更したところで、県の内部でも、今回の別紙４でいくと２ページのところに「事業構築の視点」ってということで研修の中でも、より意識して評価にあたってくださいと打ち込んであるんですけども、ご指摘を何年もいただいているような状況です。またこのことを改めて、周知を図るといえるのか、先ほどの「現状維持」の議論と同じような形で市町との連携のことは大事なんだろうと考えています。

（芹野副委員長）

そのあたりを、今回それを盛り込むかどうかはちょっとこの委員会の中で話し合ってもらえればどうかなって。

（小西委員）

盛り込むことはとてもいいことだと思います。盛り込むときに、市町との連携というときに、最近の考え方からすると、線を引かないっていう感じなんですね。あえて、こう、どっちがやるんだというような手続き論に陥って、それで両方がすくんだ状態で、結局県民不在で空白ができてしまうということにならないように、お互いに大胆に相互乗り入れをするっていうような形で連携すべきだというのが今どきの大事な部分なんです。特に人口が減少しているので、市町の方、どっちかという、本来、市町がやるようなことを県が乗り込んでいくくらいの感じでないと回らないっていうのが今の現状なんですね。そのニュアンスが出るように配慮しつつ、市町との連携ですね。場合によっては、それは市町

の仕事だから俺たちはやる必要ないんだみたいな、そういう意識をむしろ自分で砕いてくださいというぐらいのことでないと、そういう感じで書いた方がいいですね。

（堀内委員長）

よくわかります。

（小西委員）

それだと、どう書くかというのは考えないといけませんけど。

（堀内委員長）

それを全体のところで書くのはなかなか難しいことになるんですか。どうなんでしょう。

（小西委員）

評価調書の問題なのか、もっと大きな問題なのかっていうのがありますけど。何が、その今のことでいうと、この事業なんかが典型例ですというのは何か今ぱっと思いつくのありますか。この事業だと、連携の話がもう少し書かれてていいような事業は具体的に今回のやつでありますか。

（事務局）

今回の分で、県と市町の役割分担っていうところは、「長崎らしい景観形成」のところでね。

（堀内委員長）

多少感じましたけどね。県はここまでみたいの。

（芹野副委員長）

僕は今、小西先生がおっしゃられたのはいいなと思ったのは、確かに、我々も分けなければいけないということをあまり強調しすぎると、結局、役割分担をすればいいっていうだけになっちゃうと、これはちょっとまた将来性がないかなと思うんで、やっぱり、だれかがやらなければいけないようなことはきちんとやり通せてるかということを確認して駒

を進めていくってということだと思うんですね。それが県をつかさどるって意味合いでは大切なって感じがします。そこまでの、少し意識みたいなものがあって、いろんな施策をされればいいのかと、さっきちょっと課の人が「やるのは市町村で」みたいな発言があられたところをちょっとピックアップすると、本当に先行に先生がおっしゃられたような考え方がないと、いわゆるお見合いしてボール落とすみたいなことになりかねないんで、それだとちょっと。

（事務局）

役割分担ってことはもちろん事業構築の視点でも書いてあるので、同時に協力関係をどうするかということにおいても記載をさせていただいているので、そのこの後者の部分というのを大切にするような形で何かしらの表現っていうのを。

（堀内委員長）

場合によっては少し積極的な介入っていうんですか、おせっかいかもしれませんが、盛り込んでいくことも求められるんでしょうね、難しいかもしれませんが。

（小西委員）

それぞれの市町でやっぱり、違うと思うんですね、取組も。だからやっぱり、それを県全体で見渡す目をもって、足りてないところに乗り込んでいくぐらいなものが本当は必要かもしれないし。

（堀内委員長）

そうですね。

（小西委員）

そういった意味の主旨だと思います。

（事務局）

本日議論になりました、「経営力強化支援事業費」と「元気ある担い手アクション支援事業費」があって、それについても1つは県の普及員がやる、それからあともう1つは市町

の協議会がやる分とあって、それが結局、同じ支援対象者に対してフォローアップなんかをしてるっていうのもあるんで、やっぱりそういったところも連携に絡むといえ、効率的にやるためにどういう連携をしていくのかっていうのも大事な視点じゃないかなと思います。そういう意味では、全体、両方に共通した意見っていうふうな整理はできるのかなと思います。

（小西委員）

全体的意見で何とか盛り込みましょう。何か、作文していただきますか。

（事務局）

はい。

（小西委員）

とてもいいと思います。

（堀内委員長）

もう1事案おこなっていただいて、ちょっと。

（芹野副委員長）

いいと思います。

（堀内委員長）

でも、大事なところですね。ちょっと書きぶりが難しいかもしれないけど、よろしくお願いします。

（事務局）

わかりました。

（堀内委員長）

ほかに全体的意見についていかがですか。

（事務局）

先ほど、芹野副委員長からおっしゃっていただいた、他部署との連携というところに関してはいかがですか。

（小西委員）

せっかく先ほどのやつが出てきましたもんね。違う事業であることはやむを得ないけども、この調書の中のこの事業と連携している事業なんですっていうのを追加記述してくれって、せっかく指摘したので、それは今年度出てきた問題だから、全体的意見4つぐらいあってもおかしくないっていうことからするとあってもいいと。あんまりないんでしょうけどね。

（芹野副委員長）

どの程度かもちょっとわかりにくいですもんね。どのくらいあるのか、ちょっとわかりませんし。

（事務局）

そうですね。他部署というか、県の内部との連携っていうのだと、やっぱり行政、県庁の中では結構重要な話になってまして、とれているようで実はとれてないみたいなのところが現実問題あって、何してるんだというようなお叱りも受けたりするんですけども。そういう中では、ちょっと分けて他部署との連携、しっかりやるべきだみたいな話も盛り込んだ方がいいのかなと思います。

（芹野副委員長）

多分、同じ部署の方にそれぞれ部長さんとか課長さんとか、それぞれ役柄によってもちょっと視点が違うかなっていう気がするんですけどね。もう、課長さんぐらいまでになると自分でやるべきことに集中して、それがどこに関わっているかということよりも、自分が今やっていることがうまく進むようにっていうのに集中されるのかなと思うけど、その1つ上の部長さんとおっしゃるのか、局長さんかわかりませんが、そういう方はやっぱり少し俯瞰した目で全体的な目線でバランスをとって、長崎県がよりよくなっていうような

視点をもたれてらっしゃると思うんですけど、そういったものがある程度浸透しながら、もしくはそれを修正能力があるような事業の進め方が望ましいんじゃないかなということ。

（小西委員）

これは評価委員会なんで、評価調書を書くときに気づいてもらいたいわけですね、私たちとしては。だから、そういうことを意識して事業しなさいっていうよりも、そういうほかの課が所管している事業で、この事業と関連している事業があるかどうかというのを評価調書を書くときに一回思い出してくださいと、そのことを通じて連携を深めないといけないという意識をもってくださいっていうのが我々の意見だろうと思うんです。だから、評価調書を書くときに、そういうことを気づいてほしいっていうような書きぶりだと思いますけどね。

（事務局）

ということは、平成28年から事業群評価調書っていうのに変えて、自分の課の事業だけでなく、ほかの関連する部局の関連する事業についても、今回の評価調書の中で気づくようにできる仕組みをつくりましたと。そういう中で部局間連携に意を用いながらっていうような感じで。

（小西委員）

意を用いてほしいと。

（芹野副委員長）

アドバイザー事業なんていうのも、道路から見えるところだけをアドバイスしてその町の長崎らしさが出るのかなっていう、素朴な疑問ってあると思うんですよね。その町に暮らしている人は。やっぱり、島原城があってまちなみだと思ってる人たちには、道路から見えるところだけをアドバイスされてもねっていうような、先ほどの問答だけを取り上げると、そういうふうに聞こえちゃうんで、そうならないためにも、ちょっと評価調書を書かれるときに、もしくは最初のこういった事業計画されるときに気づいてほしいということだと。

(堀内委員長)

その辺ちょっと工夫していただきましょう。もしかしたら、さっきの1つ目のところに足して書けるかもしれませんね。その工夫の中で、具体的記述だったり、あるいは視点だったりということですね。1つ項目をおこしてもいいと思いますけど。その辺は検討していただいて、いい形でお願いします。

では、前回審議した事業群についてやっていきましょう。まず事務局から少し拾い出していたので、それをもとに追加すること、あるいは修正等のご意見を伺いましょう。やり方はまず個別事業にご意見をいただいて、最後に事業群全体のまとめになるかと思えますので、よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、資料の別紙6の2ページをごらんください。

長崎らしい景観形成推進事業ということで、個別の事業の意見の案については、3ページに記載をしております。右側の意見書への反映のところなんですけれども、まず1つ目の意見書案としまして、「まちづくり」や「都市計画」における「長崎らしさ」や「魅力」というものは、そこに暮らす人や訪れる人にとって見方が異なり、イメージが曖昧になりがちである。同様に本事業では、多くのアドバイザーに協力していただいているため、「長崎らしさ」や「魅力」に関してこれまで以上の共通理解をもっていただけるように工夫すべきであるということを書いておりますけれども、これは委員長の方から、デザイン決定において、どのように県として方向性を出していくのが課題と、大勢のアドバイザーにどういうことをやってもらうか、調整するのが県の役割である。長崎はこうあるべきという共通認識をもってから進まないといけないというご意見がございました。部局の方からは、県は広域的な計画を担うために、その個別の特色は出していないと。市町の計画は個別の特色を出しているといった回答がございました。

それから副委員長の方からは、長崎県のグランドデザインを市町に伝え、広域の景観を損なうことなく地域の景観整備を行うようになっている、よかったという意見に対しまして、部局より五島列島の事例についての回答があって、そういったやりとりを踏まえて、この案を作成しております。

次は、2番目のアンケート結果を成果指標とする場合、事業をやってよかったかどうかという内容だけだと評価の判定にかけられるので、加えて別の成果指標を設定するか、

少なくとも、アンケート結果を事業の改善につなげられるように工夫すべきであるということで作成しております。これも副委員長の方から、アンケート結果を成果指標にすることは、今までも多いけれども、やったことがよいか悪いかと聞かれれば、ほとんどの人はやった方がいいと答えるのが当たり前だと、ほかの選択肢があった中で、この事業を優先的に選んだということが調書の中に書き込まれてくる必要があるといったご意見をいただきまして、そういったことを踏まえて作成をしております。

それから、3つ目の事業の選択と集中という観点から、アドバイザー派遣制度については、ほかに求められている施策がないかを含め、市町等のニーズをしっかりと把握し、より密接に連動するべきであるということで、これも副委員長の方から、アドバイザー派遣事業について、派遣の優先順位が低いところもあり、ほかの施策も含め市町と調整していくべきという意見がございまして、部局の方からは、意識が低い市町に対しては、町の活性化を進めるために、積極的に県の方から推奨していているといった回答があり、それを踏まえて作成をしております。そのほか、山中委員の方から、アドバイザーの派遣回数の考え方についての意見などがございました。

（堀内委員長）

ありがとうございます。そこに3つですね、意見書への反映、まとめていただいておりますが、これについてご意見等ございませんでしょうか。

先ほど、小西委員からはちょっと持ち帰ってくれっていう宿題もあったような気がしますが。何か意見等ありますか。

（事務局）

成果指標について、1つ検討というお話がございました。

（小西委員）

ちょっとね、これしかしょうがないみたいなニュアンスで言われたんで、そこはちょっとって。これ表現ぶりですけどね、この3つ目のポツですけども、「しっかりと確認し」とありますよね、3行目。この「しっかりと」というのがね、やっぱり話し言葉だと思いますが。「的確に把握し」と。しっかりとね、何か嫌だなと思いますよね。

（事務局）

的確に把握しになりますかね。

（小西委員）

把握しくらいですかね。

（事務局）

確認だと。

（小西委員）

的確に確認してもおかしい。

（堀内委員長）

確認より、把握ですね。はい、ありがとうございます。

ほかにもいろいろありましたら。大体、見当つけれるところは、今日やっておくと、次回が楽かと思えますので、ぜひお気づきの点を。

いいですか。この３点以外に例えば追加とかございましたら。よろしいですか。

（芹野副委員長）

ちょっと先ほどと、もしかしたら同じことになるかもしれませんが、私１回目のとき、やっぱり長崎らしい景観というのは、本当にその、まち全体のいろんなところを長崎らしくといったイメージで見ていたんですけれども、先ほどのご説明だと、自分たちの部署は道路から見えるところに限定だというようなことであれば、何かちょっと事業名とかからの連想とは大分違うなという感じがするんですけれども、そういうのは別にいいですかね。それはもう、単なるご説明がそういう説明になったということでもいいんでしょうかね。

（事務局）

本来であればそういう視点だけでいいのかということじゃないのかなと。本当にまち全体を考えて、そういうグランドデザインみたいなのを描いた上で、行政として進めてい

くという考え方が基本形のような感じがします。

（堀内委員長）

先ほどは何かその、文化財とのちょっと住み分けということで、話の中かもしれないね。

（芹野副委員長）

そうですね、調書の中には書かれていない事だったんで、それは別に、それを取り上げて書く必要はないかと思うんですけども。ずっと私見ていたのが、ここの部署が、全体的な長崎らしさとかを、それぞれの市町村とかと協力して構築されていくのかなというイメージで思っていたものですから。

（堀内委員長）

私もそのようにとらえていました。

（芹野副委員長）

そうするとやっぱり、それぞれいろんな部署が、それぞれに関わりあって、最終的にできるのかなというイメージだと、ちょっと最初のイメージと違うなというのが少しあったら、そうすると事業名が、何かこう、いかにもすべてやりますっていう形になっているところがちょっと気になるんだけど、仕方ないですね。難しいのかな。

事業群全体の中で、ちょっとこの2ページのところに、景観行政に関してというので、ちょっと意見書に書かれてあるんで、これでいいかなという気もします。すみません。

あと、アドバイザー派遣業務についてはこの形でいいと思います。

（堀内委員長）

よろしいですか、では1つ目のところはそれで。また後で何かありましたらお願いします。次は4番。

（事務局）

そうですね、2番と、3番については、前回の審議の中では特段ご意見というものがございませんでした。4番目の屋外広告物指導監督費なんですけれども、意見書案としまし

では、本事業の政策的効果を上げるためには、県民や関係団体に対して屋外広告物の手続きの周知に加えて、本事業に関連して、屋外広告物の届け出、許可の状況などを把握し、適切な指導を行うことにより、「届け出損」がないようにしていただくことにも努めるべきであるというふうにまとめております。これは副委員長の方から、広告許可手数料の収入率の低さ、「届け出損」にならないように、届け出の周知に当たっては、収益の収入率などをあわせて、少なくともこの委員会の中ではわかるようにといったご意見を踏まえまして作成しております。

（芹野副委員長）

これについても、この事業自体が、いわゆるその、まちなみを美しく保つために屋外広告物の出し方とか、そういった見た目が悪くないかとかって、そういったものをきちんとしていき、指導監督するんだよという事業に徹せられるのであれば、この広告手数料のことはこの部署以外の管轄なのかもしれないんで、ここはちょっと入れるのかどうかは検討されて。私自身の質問がこの事業の副産物的な質問になっているものですから、直接その事業の中を質問していることではなかったものですから、これを反映で書いていいのかなというのは、私自身質問した上で。ただ、どうも民間で運営していると、やっぱり感じるのが、この指導監督と言いながら、広告料、手数料収入上げるんでしょう、上げたいんでしょうって、県の収入なんで。だからそうであれば、そのようにしっかりと目標を持って事業を進められた方がいいんじゃないですかというような質問だったんですよね。これはもう、他部署でやっているからっていうことであれば、それはそっちの部署に任せればいいんじゃないかとは思いますが。

（事務局）

そういった多分、ここの部署で指導監督、地方機関を含めたところでやっていると思いますので、一応部局の方にも、こういった意見書案が出ていますということはお知らせした上で、そこでもしご意見があったら、ちょっと調整をしてみたいと思います。

（堀内委員長）

こうしてちょっと指摘しましょうか。

(小西委員)

はい。

(堀内委員長)

じゃあこれはこの形で残しましょう。

(事務局)

5番目の「ながさきサンセットロード」推進事業については、公共事業ということで、今回の意見の反映の対象外ということになっておりますので、いろいろご意見ありがたくいただいておりますので、このあたりはまた周知をさせていただきたいと思います。

続きまして、事業群ですね。事業群の全体というところにいきますけれども、めくっていただいて、5ページになります。

1つ目の意見書案といたしまして、事業群の推進に向けて、各事業を改善しようという意識が全体として感じられる調書となっていることは評価できると。これは小西委員の方から、この事業群の評価調書に記載されている次年度に向けた方向性に改善が多かったということから、総合計画全体の施策の推進という観点で事業群をとらえたときに、改善するという考え方につながったのであれば、事業群評価としたことで、これまでよりもよくなったといったご意見をいただいておりますので、それを踏まえて書いております。

2つ目の意見書案の景観行政に関して、市町は「住民と一緒に主体となって地域の景観行政を進める」、県は「その支援と広域的な景観形成を行う」という役割分担をしているとのことだが、調書の中でその役割分担や、県による事業実施の必要性について、よりわかりやすく記載するべきであるということですが、副委員長の方から、県と市町の役割分担が、調書を見ても非常にわかりにくいというご意見をいただいております。部局の方から、条例にある役割分担の考え方というのを説明はしていたんですが、そういうやりとりを踏まえて作成をしております。

これ以外に、委員長からは、まちづくりのコンセプトについてということのご意見とか、先ほどやりとりをさせていただきましたけれども、事業の優先度合いみたいなお話しとかがございました。

以上2つ説明終わります。

(堀内委員長)

全体ですね、2点まとめていただいたんですが。

(芹野副委員長)

この2番目の方は、先ほど小西先生がおっしゃられたような、表現を少し含むような書き方の方がいいのかもしれないと思います。これだと、今書かれてある文章だけだと、役割分担をきちっとして、それがかぶらないようにだけ注意しなさいよというふうにも、とらえかねないんで、やっぱり最終的にはその長崎らしいまちなみをつくりだすというところが大切なわけなんで、そこはちょっとどういう表現がいいかわかりませんが、少しその書きぶりというんですかね、言葉をちょっとだけ変えた方がいいかなと。

(堀内委員長)

少し踏み込んだ連携というか、そういった趣旨の言葉ですか。

(小西委員)

状況に応じた柔軟な役割分担とかですね。

(堀内委員長)

そのところは先ほどの全体的意見というのもありますので、少しじゃあ調整も。

(事務局)

わかりました。

(堀内委員長)

加筆をしていただきますよう。

ほかにいかがですか。

(山中委員)

ひと通り通してから、長崎らしい景観形成って何だろうって、ちょっと何か、県民が見たときに長崎らしい景観形成ってなんだろうなって思うかなって思うんで。やっぱりちょ

っと、何かちょっと不思議な気がしたんで、今になってですけども、すみません。これは別にいいんですけども。変えろという意味ではなくて、ちょっと何だろうなってふと思いつながら。長崎らしいって。

（芹野副委員長）

そうですね。歴史と伝統に育まれた美しいまちということじゃないかなって、漠然とは私感じるんですよ。というのは、私自身佐世保に住んでいますけれども、やっぱり何か広告を打とうとか、宣伝をしようとする、つい長崎ブランドを使うんですよ。私たち長崎だからって。でも実際は佐世保だという。ハウステンボスを見ても、やっぱりハウステンボスどこにあるのと言われれば、長崎だよって、つい関東とかに行くと、そう答えてしまうので、そういう意味では長崎ブランドっていうのは、それぞれ佐世保、島原とか、そういう地域ブランドもありますけれども、その総称、何か上に立つ、伝統と歴史とあるような、美しいまちなのかなという、漠然とした、いいイメージをつくっていかないといけないんだろうなという感じは持っていますけれども。それぞれの地域に今度行けばですね、佐世保はじゃあ重工業と、軍人の町だからっていうとらえ方もできますけれどもね。

長崎って結構ブランド高いと思うんですよ。日本の中ではですね。

（小西委員）

それは高いですよ、それは高い。学生に明日長崎に行くと言ったら、いいなって言います。

（芹野副委員長）

詳しく聞くとハウステンボスだとか。

（小西委員）

やっぱり、この辺りをイメージしていると思います。壱岐、対馬をイメージしている子はいないですね。だからおっしゃるように、壱岐、対馬の長崎らしいってどういうことかなって、やっぱり考えてしまいますよね。壱岐、対馬も長崎だよなと、五島も長崎だよなと、やっぱりそれは考えてしまいますね、確かに。

（事務局）

所管課の方も県全体というよりは、その長崎の地域地域で、ある程度の共通認識みたいなものを。

（芹野副委員長）

何かそういう感じでは説明されていましたね。

（事務局）

そういう統一感というのがなかなか難しいんでしょうけれどもね。

（堀内委員長）

むずかしいでしょうね。逆に、売りがあるものは全面に出していっているということだと思えますけれどもね。

（小西委員）

そうだと思いますよ。

（堀内委員長）

ほかに何か。よろしいですか、この辺で。この事業群のところは。

（事務局）

1つ目の事業群については以上でございます。

（堀内委員長）

もう続けていきましょうか。

（事務局）

次は農林業のところですね。農林業における個別経営体の経営力強化の部分ですけれども、まずは1つ目の、「元気ある担い手アクション支援事業費」ですけれども、今日ご議論していただいた中で、2つの事業の連携について、評価調書の中に一体的に実施している

というところを書きこむといったようなご趣旨のご意見を、小西委員の方からいただきましたので、それを踏まえてちょっとまた文案をつくらせていただきたいと思います。

2 番目、3 番目、4 番目は特に今回ご意見はなくて、5 番目については、ちょっと予算の話が少しありました。

6、7、8 なんですけれども、農業関係の融資の事項をまとめてご議論をいただいていたんですけれども、これについて、まず 1 つ目の意見書案としまして、制度融資にかかる事業について、成果指標の設定がなされていない。経済状況により需要が見通しにくく、目標を設定しづらい事情は理解するが、資金を借りた農家の経営改善に役立ったことを示す何らかの指標を設定し、事業の成果を確認できるようにすべきであるというふうに作成しております。これは、成果指標の数値目標が設定されていないことについて、小西委員の方から、事情はわかるけれども、設定できないだけの蓋然性があるのかというご意見がございまして、部局の方からは、事業の目的を踏まえて、目標が数値化できる成果指標の設定について検討したいといったやりとりがございまして、それらを踏まえて作成をしております。

2 つ目ですけれども、これらの事業は、プライムレートが高水準の時代に制度設計されているが、低金利になっている現状からも県の負担をより軽減して、制度運用する余地がないか検討すべきであるというところです。これは、副委員長の方から、市場金利が高い時代に始まった制度を、低金利となった今でも、県の負担を伴いながらそのまま続ける必要があるのかといったご意見がございまして、部局の方からは、国のスキームとはいえ、農家にとって魅力ある制度となっているのか国に相談したいと、県の負担軽減についても研究したいといったやりとりがございまして、それらを踏まえて作成をしております。

それから、その下のこれらの融資制度についても国が全国一律に定めているルールであるならば、今の時代に馴染むスキームとなるように国に働きかけをするなど、検討すべきであると。これも、先ほど 2 番目に申し上げましたやりとりを踏まえて、作成をしております。

そのほか、委員長から、農協組合の支援の考え方についてのご意見等がこの中では議論をされたところでございます。

以上でございます。

(堀内委員長)

ありがとうございます。

（小西委員）

ここは先ほど追加の資料、大きな資料をいただいて、制度融資はこうなっていて、特に超長期の資金提供があるとかいうのもありましたので、それを少し踏まえると、その制度融資の場合は民間融資と違って、単に金利だけではなくて、条件がやっぱり、ああいう長期資金って、なかなか制度融資でないと出てこないとかいうようなことが、我々少なくとも読み取れなかったので、読み取れなかったということは、評価調書として、記述を充実させた方がいいのではないかという言い方になると思いますので。

2つ目のポツのところをですね、少しその制度融資の有効性について読み取れるような記述にすべきだということを、ここはやる場所かと思います。

（堀内委員長）

2つ目のところですね。

（小西委員）

要は、追加資料なしでもわかるようにしてくれと。

（堀内委員長）

はい。

（事務局）

制度融資の有効性について調書の中に書き込むといったようなご意見ということで。

（小西委員）

はい、そっちの方がいいんじゃないですかね。何か国にかけあうとかよりは、そんなことじゃないと思いますみたいな。

（堀内委員長）

今、小西委員の方からご意見がありましたように、2つ目のところに少し書き加えてい

ただいて、大きくはこの上2つというところで、まとめられるような気がしますけれども。

（事務局）

わかりました。

（堀内委員長）

そうなる、言いたいことが伝わっていくかな？というような気がします。どうですか。

（小西委員）

いいと思います。ここの調書に書くところで周りを見渡す作業をされるわけなので、きちんとそういったことも配慮されるんじゃないかなと思います。

（堀内委員長）

ほかに何かございますか。よろしいですか。

では、上2つのところにまとめていただくと、少し書き加えていただいて、そうしましょう。

次ですね。

（事務局）

続きまして、経営力強化支援事業は先ほど議論していただいたものでございますね、それと同じような形になっております。

10番目の女性「農」力向上支援事業費でございますけれども、これは事業の内容で「女性」の特殊性をピックアップする必然性がなければ、事業のネーミングについてはジェンダーの視点を考慮し、「女性」という言葉の使用は避けるべきであるということで、一応根拠としましては、小西委員より、ジェンダーの問題など、今どきの人権意識として、事業の名称がこれでいいのかというご意見とか、山中委員より、中身として男女がどうこういう話ではないので、特殊性がなければ女性を特別に打ち出す必要がないといったご意見を踏まえて作成をしております。また、能本委員からは成果指標の考え方についての確認があったところでございます。

(小西委員)

先に言います。女性の特殊性と書かれると余計にドキッとしますよ。そんなん言っていない、そんなん言っていない。女性の特殊性ってあなた言いましたかと言われたらもう、決してそのようなことは口走っておりませんということなので、女性だけを特段に対象にするその必要性があるかどうかということを十分に検討していただいて、事業のあり方について引き続き検討してほしいくらいじゃないですかね。あのとき、前回申し上げたのは、補助労働みたいな扱いに、所詮、補助労働でしょうみたいな、そういう意識から解放してほしいとかというような意味なら、よくわかりますけどってというような。何ていうか家内労働っていうんですかね、その事業者として自立してほしいとかというような意味で使っているんだったらわからなくもないですけども、結果的にそれが女性がターゲットになるというのはわからなくもないですけどもみたいなことを申し上げたと思いますので、ちょっとこれだと、この意見書への反映はちょっとドキッとします。

(芹野副委員長)

多分、こう言ったときに女性といった言葉を使われていることに、ちょっと2つ視点があると思うんですけれども、よく国会議員の女性の割合をふやすとか、自衛隊の女性の割合をふやすとかっていうのとも同じかなとも思うんですけれども、1つはいわゆるこの少子国家が進む中で、担い手、もしくは労働力をどこで確保していくかというときに、比較的、まだまだ働いていらっやらないような女性とかがいらっやれば、その人たちが働くことによって労働力の確保につながっていくんじゃないかという視点が1つと、もう1つは、もちろん女性は女性として自立、尊重されているんですけども、それでも各世帯において、ご主人が働いていて、女性の方が働いていないというケースも、やはりまだまだあるんで、それをもう少し女性が社会に、社会進出して、もちろん社会進出されているんだけど、もっともっと自由に社会進出できるような環境をつくっていかうという、どちらかというと、女性向けの視点の施策をするようなときにこういった言葉を使っていらっやらないかなと思うんだけど、ただやっぱりそこに使うと、特別感がどうしても出て、逆の意味にもとらえかねられないということじゃないかなという気がするんで、言葉遣いというか、そういったことも、本来の趣旨、目的がしっかり伝わるようにしていくべきではないかなと思いますけれども。

(芹野副委員長)

多分これ、女性がというその、特別な意識じゃないような気がするんですけどもね。
なかなかむずかしいんですけども。

(小西委員)

伝わらないといけませんから、意味がないんですけどもね。

我々の心としては、その結果的にその政策のターゲットが、結果的に女性になるとして
も、事業名に女性というのをわざわざ出してきて、その性を特定するという、その感覚な
り、意識なりは、やっぱりもう早く払しょくしてほしいという、そういうのがちゃんと
伝わればいいんですよ。

(芹野副委員長)

多分、根本は担い手をふやしたいというところだと思うんですよね。そうだと、別に男
も女も関係ないじゃんというふうになるんで、やっぱりじゃあ、女性と書くのはどうかな
と、それだったら担い手をふやしていこうみたいな、事業名でもいいんじゃないかという
ことかなという気がします。

(山中委員)

事業名にあえて女性を出さなくても、結局中身で、ここじゃなくて、この事業の中では、
女性の部分もあるし、若手があるし、Ｕターン、Ｉターンと初めての農業就業者とか、そ
ういういろんな分野が。その中の１つが女性であって事業名に女性って出すと、やっぱり
ちょっと何って感じになるので、そこはあえて出さなくても中身が伝わればいいんじゃない
でしょうかという気がするんですけども。

(芹野副委員長)

今の意見は尊重するべきだと思いますね。

(小西委員)

やっぱり県庁の中のときと、やっぱり大分違うんでしょう。県庁だどこで何も不思議

に思わないのかな。やっぱりそこは、県庁という組織の、やっぱりやや後進的な部分だと思います。

（小西委員）

そこは大いに、県庁全体の問題として受けとめていただいた方がいいんじゃないかと思います。

（事務局）

随分前からこういう、農林部の事業に女性をという意識、そういうネーミングをした事業というものが続いているというのもあって、慣れてしまっているのかもわかりません。

（芹野副委員長）

国の制度がまだやっぱり、扶養制度とかを認めているわけですから、そういう意味では、そもそもがやっぱりまだまだ、日本という国自体が、欧米に比べれば少し遅れているというのは否めないと思いますけれどもね。

（山中委員）

かなり遅れていますよ。

（芹野副委員長）

だから本来は早く追いつくべきかもしれないけれども、それはもう長崎県の話ではないですもんね。

（能本委員）

これ中身が、もう女性対象というふうになっているので、事業名だけ変えればいいのかという話には。

（小西委員）

いや、事業名だけではないということですよね。その表現ぶりもいりますよね。

（能本委員）

でもこの意見書への反映ということでいうと、ジェンダーの視点を考慮し、女性という名前さえ使わなければいいみたいな、事業名になっちゃうんですけれども、ここはもう中身が全部女性に対しての支援なんですよね。だから。

（小西委員）

根っこもね。

（能本委員）

根っこの部分だと思うので、そこを意見に書き込むかどうかというのは、難しい。

（小西委員）

書きましょう。

（堀内委員長）

書きましょう、そうですか。

（小西委員）

名前だけ変えろという意見が表に出ると、お前ら名前だけでいいのかって、やっぱり我々が言われてしまいますから。

（能本委員）

そうですね、だから今後は、こういった女性だけではなくて、先ほどの山中委員もおっしゃった、数あるその対象となるカテゴリーのうちの1つが女性だったので、ことさら女性を強調したというよりは、というふうに書くのかどうかというところなんですけれども。

（小西委員）

ここも宿題ですね。

（能本委員）

難しいかなと思って。

（小西委員）

難しくはないんじゃないですか。

（事務局）

先ほど小西委員がおっしゃった、その女性だけを特段に対応する必要があるか、十分に検討していただいた上で、事業の継続の必要性について検討するというのが、そういう意味では。

（小西委員）

はい、まさにそう、おっしゃるとおり、そういうこと。

（堀内委員長）

書けそうですか、そこ。

（事務局）

検討させてください。

（堀内委員長）

私は書かないというのもあるかなと思ったんですけども、書きますとおっしゃるので、宿題が出ました。

（小西委員）

内容についてもやっぱり検討してほしいと言っていいと思います。

（能本委員）

これは一般、国の事業がおりてきて、それをやっているというよりは、長崎県の独立の事業として、こういうことをされているということなんですかね。

（事務局）

そうですね、この事業で見れば、すべて一般財源でやっているんで、国庫補助とはちょっと違うんですよね。

（能本委員）

違いますよね。そしたら、何か再考の余地があるかなという気がしますので、その女性だけをじゃなくて。

（堀内委員長）

じゃなくてね、担い手をふやして、そして強化していくということですね。

（能本委員）

書いていただければいいかなと思います。

（堀内委員長）

書きぶり難しいですね。これだけ、皆さんと話したので、ちょっとじゃあ、そんなことを踏まえてお願いします。

次は、13番ですか。

（事務局）

13番です。森林組合育成指導費ですけれども、1つ目の意見書案として、指標に「利益計上森林組合数」とあるが、調書では全体数（分母）が不明なため、設定した目標値や、実績の規模の適切性が読み取りづらいと、そこがわかりやすいものとなるように、説明を加えるなど、工夫すべきであるということで、これは、小西委員から、成果指標の目標値の規模がわからないということで、県内の森林組合の数が情報として調書の中に必要だといったご意見を踏まえて作成しております。

それから2番目なんですけれども、成果指標について、本事業によって、直接「利益計上」という成果につながると言い難いため、資金によって活動した森林整備の状況等をより適切な指標の設定を検討すべきであると。

(小西委員)

ちょっと文がおかしいですね。

(事務局)

ちょっと文がおかしいですね。すみません。これについては、これも小西委員から、成果指標として設定している利益計上森林組合数は、この事業の成果としては適当ではないのではというご意見もありまして、部局からは有効な手立てであるというお話がありましてたけれども、この事業以外での資金調達でも、利益計上は可能であるというご意見を踏まえて作成しております。副委員長の方からは、あえて成果指標として上げなくてもいいのではとか、能本委員の方からは、森林整備面積とか計画達成を示すものが適切ではないかとか、委員長からは長期、安定とか、単年度ではなく継続していくことが重要な点なので、それらを踏まえて検討をというふうなご意見があっておりまして、現在この指標については林政課の方で検討をしているところでございます。

(小西委員)

2つ目のポツの3行目ですけれども、状況等を「説明する」と入れて、説明するより適切な指標の設定、あるいは「あらわす」でも、状況等をあらわすより適切なで。

この意見書、この上のポツ、下のポツどちらもそうなんですけど、ここまで強く書かれたときに、部局側としては受けとめられないくらいの強さですかね。受けとめられる、わかりました、改善しましょうと言っただけの強さですかね。ちょっと強すぎるかなという心配もあるんですけれども、大丈夫ですか、これだったら。受けとめていただけるように書かないといけないよなと思って。

(事務局)

必ずしも利益計上につながるというのは、少し表現を柔らかくする。

(小西委員)

若干強すぎるかなと、やっぱり部局の思いみたいなものも、十分やっぱり我々耳を傾けないといけないので。

（堀内委員長）

どの程度にしましょうか。

（小西委員）

2つ目ですかね。

（堀内委員長）

あれですかね、本事業によって直接「利益計上」という利益につながると言いがたいためというのは、少しきついですが。

（能本委員）

これは、つながらないと言っているわけではなくて、すべての事業がその利益直結型ではないけれども、重要な資金であるというニュアンスだと思うんですよね。なので、直接利益計上につながらない場合もあるのでとか、そういうニュアンスかなと。だからこそ、違う指標も持ってこないで利益だけにつなげればいい、利益につながらないからこの資金は必要ないとかっていう議論につながってしまいますよという、私どもの提案だったので、否定をしているわけではなくて、この資金の重要性を思っているからこそ、もう少し違う指標を持ってこないといけないんじゃないでしょうかという感じなんですよ。なので、2ポツ目のところは、「本事業によって、直接利益計上という成果につながらない場合もあるため」という言葉に変えてはいかがでしょうか。

（小西委員）

これは前向きですよ。

（堀内委員長）

読む方としては随分と。

（事務局）

では、成果指標を追加するということ。

(能本委員)

成果指標を利益計上した森林組合の数ではなくて、そのほかのものに変える方が。

(事務局)

変えるということなんですね。

(能本委員)

なので、前回私の言ったように、森林整備面積を達成したかどうかとか、きちんと森林組合の活動がそれによってできているのかとか、利益が出る、出ないという以前の、きちんとした活動ができているのかというところに反映させるべきではないかということです。

(堀内委員長)

そのご提案いただいている案で少し修正を。

(事務局)

はい、わかりました。

(堀内委員長)

よろしいですか、次に行きましょう。 14 番。

(事務局)

14 番です。木材産業等高度化推進資金等を受けて、意見書案としましては、市中金融機関で低利融資が受けられる事業者にとっては、設定された金利が魅力的なものでないため、本制度を維持するのであれば利用につながるように見直すべきであるということで、これにつきましては、副委員長より、1.6%の金利が現状で低くないので、合理化をしたいという事業者はこの制度を使わないことになると思われるので、見直した方がいいというご意見がありまして、部局からは、制度維持は県の裁量でなかなか見直しが難しいけれども、可能な限り見直しを行いたいと言ったやりとりを踏まえて作成をしております。合理化については先ほど説明をしたとおりでございます。

（芹野副委員長）

ここも、幾つか前の制度融資のところと同じようなことでいいんじゃないかと。

第1回目のときは内容を詳しく説明がなされていなかったのも、どこにその優位性があるのかがわかりませんでしたけれども、今回いろんな、それぞれの融資がそれぞれのところである程度の優位性を保っているということであれば、ここまで見直すというふうなのではなくてもいいかなという気がしますけれども。

（小西委員）

ニーズがあるということは、変わらないものがあるはずなので。

（芹野副委員長）

だと思うんですね。

（能本委員）

それが調書の中で、私どもに伝わっていないですよというのがここの中に書ければいいので、先ほどの6ページの資料と同じように。

（事務局）

この資金の優位性というのを調書の中でしっかり。

（能本委員）

把握できるように記述に改めてくださいということ。

（堀内委員長）

そうですね、そうしていただいて。

（芹野副委員長）

いいんじゃないでしょうか。

（堀内委員長）

このところの表記は少し前回のを見ていただいて、修正しましょう。

それでいいですか、事業群については。16ですね。

（事務局）

林業改善資金貸付事業でございます。意見書案としましては、貸付件数が極めて少ない状況であるならば、本制度を維持する必要性について検討すべきであるということで、これも副委員長から、新規貸し付けがないのなら今後続けていく意義があるのかといった、1回目ではそういったご意見がございまして、部局より、市中銀行から借りやすくなっているけれども、今後その木材利用が進むと資金需要の増加もあるので、制度的に維持したいといったやりとりを踏まえて作成をしております。

（小西委員）

これも同じですね。

（芹野副委員長）

これも同じだと思うんですね、これも先ほどの表を見直すと無利子なわけですよ、これ。ただ、ちょっと連帯保証人が、金額によっては1人ないし2人いるということなので、そこぐらいのハードルしかないものですから、魅力がなかったから新規貸し付けがなかったということではなかったのかなという気が、今はしています。最初の説明では、やっぱり融資自体に魅力がないということで、新規に借りる人がいなかったんじゃないんですかというような質問をしたつもりだったんですけど、そうであれば、これ、きょうの補足を見れば魅力もあるので、まあ、たまたまと言ったらおかしいですけども、昨年度はなかったと、もしくは働きかけが弱かったのかもしれませんが、そのあたりがちょっと部局の方いらっしやらないんでわかりませんけれども。

（事務局）

そうですね、ゼロパーセントで、実は去年もなかったし、その何年か前も需要が低い状態だったのが、ずっと続いているのは間違いはないんですね。だから、何が問題なのかなというのが、私もちょっとよくわからないところが。

（小西委員）

いやいや、それはやっぱり林業自体が不振だからですよ。それはそうです。

林業はやっぱり長く貸してもらふ資金がないと困るので、１５年で、５年以内の据え置き期間の資金なんて、まずないですね。

（芹野副委員長）

もっと長くということですか。

（小西委員）

いや、そんな資金を貸してくれる銀行は、世の中に皆無なので。

（芹野副委員長）

ああ、３年据置きなんかありません。

（小西委員）

だからこの資金を利用したいという人があらわれたら、それはやっぱり貴重な政策手段ですから、部局が逆に言うと、この回答だと自身がなさすぎですよ。もっときちんとその場で、林業の特殊性に鑑みた制度融資であるということについてご理解いただきたいと言わなければならないんです。

（芹野副委員長）

そんな気がします。これを私も見なおせば優位性があるわけなんで、最初に私が感じたのとは少しニュアンスが違ふなと、さっき申し上げたとおりなんです。

（堀内委員長）

なので、どうしましょうか。

（小西委員）

ここは大幅に書き換えていただくように。

（芹野副委員長）

もしくはなくてもいいのかなと、取るでいいんじゃないですかね。

ほかのところでは我々に対する説明が、ちょっと不足していたためちょっと意見が出たけど、説明をつくされれば、それはもうこれでいいということでもいいんじゃないかなと僕は思います。

（能本委員）

融資制度全般に、説明不足ですよというのを共通して。

（小西委員）

我々もちょっと認識、知識がちょっと疎かったのかもしれませんが。

（能本委員）

ただ、一般人という我々が考えるのであれば、やっぱり魅力とか、その優位性とかの説明が、全般にわたって不足していたということだと思うので、そこを全体的に融資制度なりについてはということで、この16番については、意見は取りますが。

（堀内委員長）

とりましょうか。

（能本委員）

絶対的な制度についてはもう少しその、ほかの市中銀行との優位性をきちんとわかるような調書の書きぶりにしてくださいと。事業群でやるのかどうか分からないんですけど。

（堀内委員長）

というのも踏まえて、事業全体のところに、5ページですか。

（事務局）

5ページ目になります。意見書案としまして、事業群や複数の事業に、「農業所得1,0

00万円以上が可能となる規模に達した経営体数」という指標があるが、具体的にどのような状況を指すのかわかりづらい。このような指標については、その内容について進捗状況に地域別の分析を例示的に書き込むなど、よりわかりやすくなるように工夫すべきであるということで、これについては副委員長から、農業所得1,000万円のとらえ方が調書では読めない。進捗状況の分析に地域別などの視点を加えるべきといった意見や、7ページのところに小西委員の方から経営力強化支援事業費のところですね、農業取得1,000万円以上が可能となる経営規模に達した経営体とはどのような定義なのかという意見に対して、部局より、栽培品目と農業経営体の規模によりモデル的にシミュレーションを行って、示された課題について、普及員のサポートをうけて実践した経営体という回答がありまして、そうであれば、調書の中では読めないで、書きぶりについて工夫をしてほしいといったやりとりがございまして、それらを踏まえて作成をしております。

以上です。

（堀内委員長）

ご説明いただきましたけれども。

（芹野副委員長）

1つは今、能本委員がおっしゃられた、別項目で書き加えていいと思いますので。

（能本委員）

そうですね、制度融資に関してはということで。

（芹野副委員長）

制度融資云々というところですね。

（堀内委員長）

全般的について言えることですからね。我々もちょっと必要だということがわかるように書いて。

（芹野副委員長）

最初にポイントつけてよって言いたくなる。

（堀内委員長）

わからんよってまあ、なりますよね。それは1つ項目を加えてください。

その上で、ここに記載していただく内容について、いかがですか。

（小西委員）

この何かね、地域別の分析を例示的に書き込むという言い方って、私たちの委員会として、強く求めるものか、そこまで具体的に書くべきものか。

（能本委員）

そこまではいらなかなと思います。その農業所得1,000万円という、1,000万円がひとり歩きをして、なぜその基準なのかとか、国が掲げているからなら、その国が掲げているからとかでもいいんですけども、なぜ1,000万円という基準なのかというのを明確にしてもらえれば、もう少しその調書の中身が頭に入ってきたかなというのが感想なので、共通した基準になっているので、その1,000万円というのが。それはなぜかというのをきちんと示してもらいたいというような内容だったかと思うんですけども。

（芹野副委員長）

950万円じゃだめだとか。

（能本委員）

600万円じゃなぜだめなのかとか、なぜ1,000万円なのかというところがまず1つあったんで。

（小西委員）

1,000万円というのは、例えば息子さんが帰ってくる、息子じゃなくても娘でもいいんですが、子どもさんが後を継いでくれる収入の水準というのは感覚的にはありますね。要は、東京で、あくせく働いているくらいだったら、仕事を継げる、そのときに息子って

いうと、自ら首を絞めますから、お子様が帰って来られることからいって、後継者が得られるのが例えば1,000万円なんだという言い方をすると、すごくわかりやすいですね。

（芹野副委員長）

ああ、わかりやすいですね。

（能本委員）

最低限暮らしていけるではなくて、なぜそこに据えたのかと。

（芹野副委員長）

1つの象徴的な数値でしょう、要は。目安というか。

（小西委員）

北海道の大農作地帯というのは、後継者難はないです。お子さん皆継ぐらしいです。畑を増やしたいらしいですよ。

（能本委員）

やっぱり平場の農業というのは、基盤整備もされてきちんとしているということも。

（小西委員）

それを長崎でもお願いしようということなんだろうと思います、多分。だから、書いていることは何もおかしくないと思います。

（能本委員）

なので、進捗状況に地域別の分析を例示的に書き込むなどとかいうところは、削除していただいて、その指標があるが、具体的にどのような状況を指すのかがわかりづらいので、その内容について、わかりやすくなるよう工夫すべきであると。

（事務局）

そのなぜ１，０００万円なのかというところはあえて入れ込まなくてもいいんでしょうか。

（能本委員）

いや、そこは入れ込んでもらった方がいいかと思います。ずっと１，０００万円が続いているので、なぜ１，０００万円なのかというところは。

（堀内委員長）

では、後半のところはいかがですか。

（能本委員）

そうですね、地域別の分析とかはいらないと。

（事務局）

例えば、事業群や複数の事業に「農業所得１，０００万円以上が可能となる規模に達した経営体数」という指標があるが、なぜ１，０００万円という基準なのか、また、具体的にはどのような状況を指すのかがわかりづらいとか、こういった感じでいいですかね。

（能本委員）

そうですね。

（芹野副委員長）

もう１件いいですか。これは前回私、何も発言していないんですけども、今日、いろいろお話し聞いていると、やっぱりこの農林業というのは、どちらかというところ、こう言うところであれですけども、長崎県の中では、少しずつ減っていている産業なのかなという気がしました。

（事務局）

農業者自体ですね。

(芹野副委員長)

農業者とか林業者っていうものが。それを長崎県とすれば、ある一定のレベル、もしくは、に位置したいんで、こういった事業をされているんだろうなと思うんですね。要するに、事業の対象者が消極的であるというような前提がある事業については、何かもう少しアクティブというか、県側からもうちょっとアクティブに情報を発信するとか、誘ってあげるとかって、そういったものが必要なという気がしたんですけど、そういったものはほかのいろんな施策と比べて、より強く感じるというのはなかったんですけども、それはそれでいいのかなという気がちょっとしました。同じようなレベルで、同じような取組をされて、それは同じようなでよければいいんですけども、よくよく考えると、どちらかというと、自分たちの方から対象者のところに足を運んで、こういう事業をやるんだったらお金用意しますよとか、ちょっとわかりませんけれども。

(能本委員)

手厚いというか。

(芹野副委員長)

内容は手厚いんですけども、手厚いものをしっかり伝えて使ってもらっているのかというところにもっとアクティブになるべき。

(事務局)

今は長崎県の農業の事業というか、施策のあり方としては、農業改良普及員さんの方が農家のところに指導に行くんですけども、その中で例えば産地全体を振興させるということで、それぞれの産地ごとに産地計画というのを立てて、5年、10年の生産目標を立てて、それを県と、農協と、市町と、それから農業者と一体となって進めていこうという取組をやっていまして、そういう意味では県の方からも積極的に、その農家の方にかかわってやってやっているという現状はございます。

(芹野副委員長)

であれば結構です。ちょっと調書だけ読んでみると、そこまで。

（能本委員）

多分そういう状態が、デフォルトで当たり前なので、わざわざ書かないという、暗黙の何というか、文化があるという感じだと。

（小西委員）

それでも、新規就農とか、そっちじゃないですかね。今、やって来られているのは、今、現にやっておられる農家さんに対する働きかけは、そうやっているんですけども、どんどん減っているということからすると、新規就農みたいな話は、まだ書こうと思えば書ける部分じゃないかと思います。そういう視点があるのかとか。まあ、そこまで。

（芹野副委員長）

我々、評価委員のあれじゃないかもしれませんね。意見として言う範囲を越しているかもしれないけれども。

（能本委員）

もしかしたらほかの事業でやっていらっしゃるのかもしれない。

（事務局）

そうですね、新規就農対策というのも。

（小西委員）

含まれてはいる。

（事務局）

含まれて、例えば移住のところにも窓口を設けたりとかですね。

（芹野副委員長）

まあね、じゃあいいです。

（事務局）

今回ご審議いただいたのが、この6の2の2という事業群なんですけれども、1つ前の事業群が農林業における新規就農、就業者の数の増大という、そこで1つの事業群を組んでいるので。

（芹野副委員長）

なるほど。

（堀内委員長）

ほかに、事業群全体のところで何かございますか。よろしいですかね。

今日、全体として何か委員の皆さん言い残したこととか、何かお気づきのことがあれば。

（芹野副委員長）

ここの、初めに書かれるのかどうか、わかりませんが、今回は2事業群で、少しスモール版で、この審議の回数も3回でという、そこについては別にもう、例えば今後のどうのこうのとか、そういうことについては何も触れなくていいんでしょうか。今回の十分であったとか、どうだったとか、というのは触れなくてもいいのでしょうか。

（事務局）

初めにというよりは、1ページ目のところに、絞り込みにあたって、まず総合計画の178に事業群のうち、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関係するものをちょっと除いてみたい形で書いてはおりまして、もう少しここを丁寧に書いた方がよろしいですかね。要はその重複を防ぐということと、別にその審議をされているというのがあるので、そこの兼ね合いから今回やっているけれども、やはりしっかり評価の客観性であったり、厳格性であったり、そういったところは、しっかり外部委員の皆さんから見ていただいているというところを少し盛り込んだ方がよろしいですかね。

（堀内委員長）

集中してできているということのほか、ちょっとやはり回数が減った分だけ、必ずしも十分にできていないというふうな、委員の印象があったのかどうかということかと思いま

すけれども。

（芹野副委員長）

そういうことですよ。そこをちょっと取りまとめとかなくてもいいのかということです。

（能本委員）

次回にということですか。

（芹野副委員長）

いや、今回のそういう意見がもしあれば、どこかに、もしくは。

（堀内委員長）

そうですね、ただ、この委員会の性格そのものがこれについてやってくれと言われてるので、ですよ。このくらいの分量でこのくらいのところでということという。そこについて。

（芹野副委員長）

なるほど。

（能本委員）

私たちが評価というよりは、意見書を見た県民の方々が、今回の評価って、もうちょっと評価群をふやす方がいいとか、そういうことになるのかなということ。

（堀内委員長）

小西先生、その辺をどう考えたらいいですか。

（小西委員）

178分の2ですかと言われる人もいますかね。

（芹野副委員長）

そうなんです。それを何か、僕らが関心が高いものが2つと読めちゃうと、ちょっと誤解を。誤解というか、必ずしもそうではなかったけどなという思いも少しあったものですから。

（能本委員）

県の方から提示があったものに。

（事務局）

県の事情で。

（芹野副委員長）

いやいや、それはどう書くかはわかりませんが、そのあたりはどうかなと。

（能本委員）

私たちが2本を選んだわけではないんですよっていうか。

（芹野副委員長）

いやいや、そうは言っていませんよ、そうは言ってはいませんが、178分の2というわけではなかったですね。

（事務局）

もともと、その「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのがあって、そこも外部の懇話会というものを受けて、その進捗状況というものを年に2回か3回くらい、議論していただいているというのもございまして、そことの重複を避けなければいけないというのがありまして、それで、そこで審議するもの以外をこちらの方で受けますと。

（小西委員）

というときにそれが幾つだというのを書くべきなんでしょうね。178ありますと。「まち・ひと・しごと」でこれだけですと。残っているのはこれだけですと。その中で我々に問うていただいたのがその内の幾つでしたっけ。

（事務局）

約 70 です。

（小西委員）

ですね。70 から選べと言われたんですかね。委員の関心、残った分で。

（事務局）

70 から、去年審議した分野を除いてって。それが 70 だと。

（芹野副委員長）

結構少ない選択肢だったと思うんですよね。

（事務局）

だから、さらにそこから引いたところで、幾ら残ってというのをってことですね。

（小西委員）

だからそれずっと書いていていただいたら、だから 2 なのかとなるんです。

（能本委員）

その、私たちが選んだのは、その。

（堀内委員長）

そのせいで事業群を形成する事業があまり少ないと、せっかくだから、ある程度数もあってとか、ってことで調整された部分もあるんですか。

（事務局）

もう少しじゃあそこを、数を入れて丁寧に説明するように。

（芹野副委員長）

この長崎県政策評価委員会という名称がばんとくると、何かこう、すごく何というか、長崎県全体の政策を、何かまんべんなく見渡して、評価している認識でとらえられる方も、とらえられやすそうだから、ちょっと少しギャップがあるかなというのを感じているだけです。

（事務局）

審議していただいている個別の事務事業数そのものは相当ふえてはきていて、去年が40ぐらい、ことしまでは20ぐらいだったというところ。

（芹野副委員長）

そうですね、やっぱり毎年続けているんなものを、違うものを見ているというところは非常にいいことじゃないかと思うんですよね。委員会自体は単年度制で、それぞれメンバーは変わっていくけれども、この評価委員制度とすれば、ずっと長年続いて、何年かで1周するのかわかりませんが、やっぱりそのあたりを少し書き足していただければというか、そうなるともう伝わりやすいかなと、この評価委員はという感じがしますね。

（小西委員）

この個別事務事業がふえているというのもぜひ書いていてください。

（事務局）

わかりました。

（堀内委員長）

そうですね。

ありがとうございます。じゃあ特にありませんでしたら、3回目でするしくお願いいたします。

（事務局）

本日も長時間、ご審議いただきましてありがとうございました。委員長からもお話をいただいたとおり、日程の関係で大変ご迷惑をおかけするかもしれませんが、急

ぎ調整をさせていただいて、またご案内をさせていただこうと思っております。きょうのご議論を踏まえまして、事務局の方でもう一度、意見書案を取りまとめたいと思っております。これについては、きょうの議事録も含めて、また皆様方にお返しをしたいと思しますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは今日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(一同)

どうもありがとうございました。